

3. 公共汚水ます設置に関する要綱の改正について

令和2年4月1日付けで「大府市公共汚水ます設置に関する要綱」が改正されましたが、問い合わせが多いため再度説明します。主な改正点は公共汚水ますの費用負担が明確化されたところになります。この改正に伴い、今までの取扱いとの変更点を以下に記載します。

【費用負担】

第8条 公共汚水ますの設置等に要する費用は、市の負担とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、土地所有者等の負担とする。

(1) 公共下水道供用開始区域外の場合

→改正前の取扱いと変更ありません。

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為のうち区画の変更を行う場合

→改正前の取扱いと変更ありません。

(3) 公共汚水ますが撤去されている場合

→改正前の取扱いと変更ありません。解体等で公共汚水ますが破損や撤去されている場合は原因者負担です。

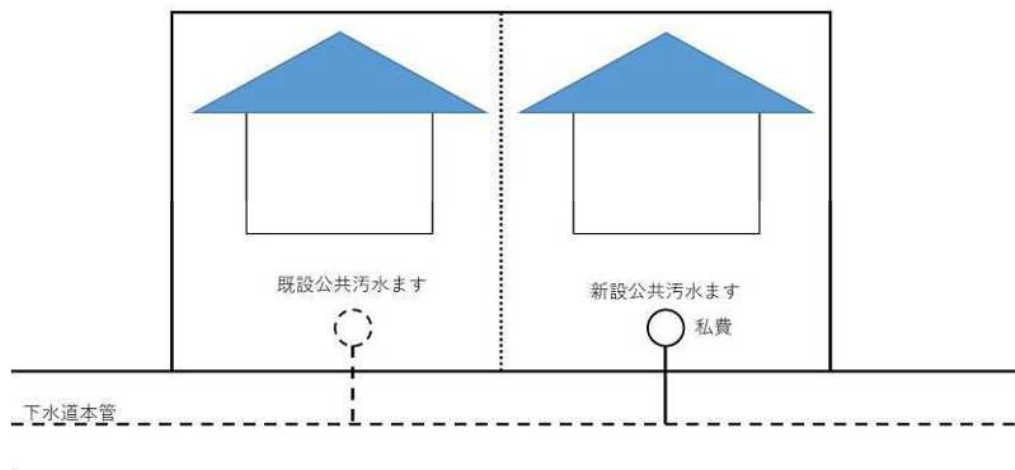
(4) 下水道供用開始後の分筆により公共汚水ますが未設置となった場合

→大府市が既に1宅地として公共汚水ますを設置された土地に対しては、新たに分筆等された場合は私費にて公共汚水ますを設置していただきます。（区画整理や開発で設置された土地も含みます。）

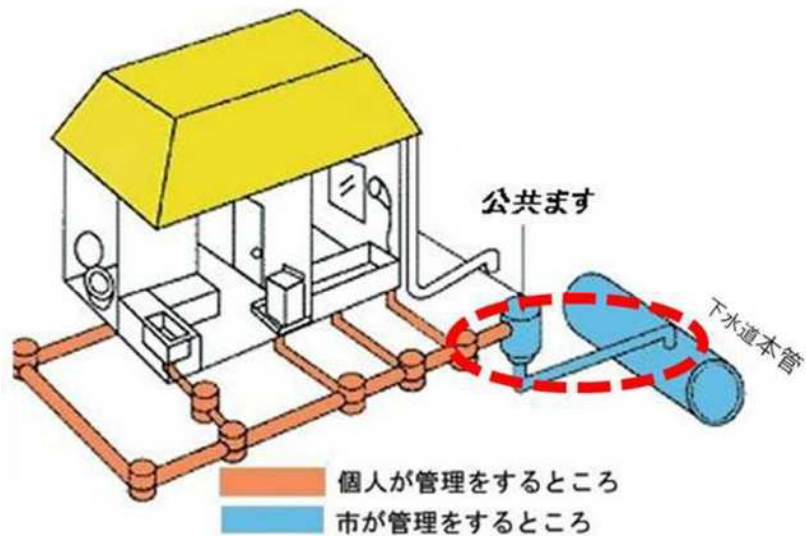
(5) 既設の公共汚水ますを改造し、又は撤去する場合

→今までの取扱いと変更ありません。

【一つの宅地を複数に分けて、それぞれに公共汚水ますを新設する場合】



<公共汚水ます費用負担についてのルール改正ポイント>



(図) 宅内排水設備イメージ

改正前のルール

- ・ 1 宅地につき 1 か所、市の負担で設置する。(※ 1)
- ・ 土地利用の変更などで、新設・増設が必要な場合でも、個人からの申請であれば市の負担で設置する。

改正後のルール

- ・ 原則、1 宅地につき 1 か所、市の負担で設置する (※ 1) が、次の場合は所有者等の負担 (自己負担) とする。

- ① 下水道供用開始区域外の場合
- ② 開発のうち区画変更を伴う場合
- ③ 既設ますを撤去した場合
- ④ 分筆でますが未設置となった場合
- ⑤ 既設ますを改造・撤去する場合

※ 1 大府市公共汚水ます設置に関する要綱第 3 条 (設置個数) により、敷地面積が広い場合は、設置個数を 2~5 個に増やすことができる。

公共汚水ます設置に関する事前相談書について

公共汚水ますの費用負担を事前に判断するためには、判断資料が必要になります。見積作成等で、事前に費用負担について回答が必要な場合は、『公共汚水ます設置に関する事前相談書』に必要書類を添付して提出して下さい。調査後、後日回答させていただきます。

公共汚水ます設置に関する事前相談書

記載例

令和3年4月1日

大府市下水道事業管理者 殿

下記のとおり、公共汚水ます設置に関する事前相談書を提出します。

記

1. 相談者 住所： 大府市中央町五丁目70番地
株式会社 大府設備
氏名： 代表取締役 下水 ○○ (担当者：下水 □□)
電話： 0562-45-6239

必ず担当者名を記載して下さい。

2. 相談場所 所在： 大府市柊山町一丁目172

3. 建物種別 (戸建て住宅(個人)) 戸建て住宅(建売)・集合住宅
・その他()

4. 目的 (工事見積り)・土地売買契約・その他()

5. 添付書類

- ☒ 位置図(計画地を赤線等で示すこと)
- ☒ 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面の写し(公図)
(計画地を赤線等で示すこと)
- ☒ 登記事項要約書
- ☒ 建築確認済証
- ☒ 計画図面(平面図・配置図・排水計画図等)
- ☐ その他()

全ての書類を提出する必要はありませんが、なるべく多くの資料を提出して下さい。

6. 注意点(以下を確認の上、チェックして下さい)

- ☒ 公図、登記事項要約書については、直近のものを提出して下さい。
- ☒ 公費・自費の回答については、添付書類で判断することになりますので、提出された添付書類の事項に変更が生じた場合は、回答が異なることがあります。
- ☒ 本相談後に開発行為に該当した場合は、回答が異なることがあります。
- ☒ 文書での回答はしません。また提出された書類は返却しません。

内容を確認して、全てチェックして提出して下さい。